

公告第1630号  
令和8年2月18日

ヤマハ健康保険組合  
理事長 徳弘太郎



## 組合規約の変更について

下当組合規約の一部を変更したため、健康保険法施行令第3条第2項に基づき公告します。

組合規約 新旧対応表

新	旧	適用年月日
<p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料等額及び調整保険料額の85分の51.51は事業主、85分の33.49は被保険者において負担する。ただし、被保険者負担分で円未満の端数がある場合はこれを事業主負担とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</p> <p>第45条の3 子ども・子育て支援金額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。ただし、被保険者負担分で円未満の端数がある場合はこれを事業主負担とする。</p> <p>(現物賞与等の算定)</p> <p>第45条の4 法附則第5条第3項の規定により、賞与等の全部または一部が、金銭以外のものである場合におけるその価額の算定については、理事会の定めるところによる。</p> <p>(予備費の費途)</p>	<p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料額及び調整保険料額の85分の51.51は事業主、85分の33.49は被保険者において負担する。ただし、被保険者負担分で円未満の端数がある場合はこれを事業主負担とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p> <p>(現物賞与等の算定)</p> <p>第45条の3 法附則第5条第3項の規定により、賞与等の全部または一部が、金銭以外のものである場合におけるその価額の算定については、理事会の定めるところによる。</p> <p>(予備費の費途)</p>	令和8年 4月1日

<p>(中略)</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1)納付金</u>  <u>(2)還付金</u>  <u>(3)雑支出</u></p> <p>(準備金の保有方法)  (中略)</p> <p><u>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u></p>	<p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準備金の保有方法)  (中略)</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>	
---	---	--

この規約の改正は、令和8年4月1日から施行する。